

## 育休支援 行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、全教職員が働きやすい環境を作ることによって、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年9月1日～ 令和11年3月31日まで
2. 内容

目標1： 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

### <対 策>

- 令和7年9月～ 全教職員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などを周知
- 令和7年9月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始  
休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制など）・実施

目標2： 妊娠・出産・復職時における支援に取り組むため、令和7年4月改正の規則に追加された下記項目について改めて周知し、制度を利用しやすい雇用環境を整え、円滑な取得のサポートをする。

### 追加項目

- 1.子の看護休暇制度の拡充（小学3年生修了まで）
- 2.所定外労働の制限の拡大（小学校就学前まで）
- 3.柔軟な働き方を実現するための措置（3歳以上小学校就学前まで）  
養育両立支援休暇 or 短時間勤務から1つ選択できる

### <対策>

- 令和7年9月～ 改正された育児・介護等規程を改めて教職員へ周知し、該当者へ取得をサポートする